

平成26年11月1日

シンポジウム「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」報告

平成26年11月1日(土)、リーガルサポート主催によるシンポジウム「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」が東京都新宿区の日司連ホールにおいて開催されました。

シンポジウムには、司法書士・弁護士・社会福祉士といった専門職後見人の他、医療関係者や市民など約120名の参加があり、医療行為の同意問題に対する関心の高さを伺わせました。

シンポジウムは、松井秀樹理事長の開会挨拶に始まり、リーガルサポート「医療行為の同意検討委員会」藤江美保委員による基調報告で、本年5月に同委員会が公表した「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」について、同提言をまとめるまでの経緯等に関する説明がなされた後、同委員会 前田稔 委員をコーディネータに、パネリストとして千葉大学法政経学部教授 小賀野昌一氏、京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学講師 成本迅氏、同委員会 中野篤子 副委員長によるパネルディスカッションが行われました。

基調報告で藤江委員は、今回の提言について、リーガル会員へのアンケートを基にした平成21年中間報告が代理の考えでまとめられたが、平成22年から24年の医療従事者へのアンケートで医師・医療従事者の考えや対応方法を確認し、平成25年の家族の会へのアンケート結果を踏まえ、平成26年5月に最終報告書がまとめられ発表されたことが説明された。

この最終報告書の提言は、医療を受ける者が主体であり、主役は本人であるとの考えで、本人の意思を可能な限り尊重することが重要であり、安全な医療を安心して適切に受ける権利を保障するための代行決定を目的としていることが説明された。そして「本人の意思決定支援と代行決定のプロセスの透明化に関するフローチャート」は、マニュアルではなく、慎重に扱うことが必要なこと。すなわち「本人のためのフローチャート」、「本人の自己決定を守るフローチャート」であること。それは、本人の自己決定・意思決定をどのように支援するかとの考えが貫かれていることが報告された。

パネルディスカッションは、上記「提言」をベースに、最初に「自己決定と同意能力」について、患者の意思確認（能力判定）や医療拒否への対応等具体的な局面での医療側の問題点や後見人の役割、他者決定がなされている現状を法的にどう考えるか等の議論がなされたのに続き、「医療行為の代諾（代行決定）」について、本人の意思が明確でないとき、現場では家族などの同意で代用することをどう考えるか、「認知症の人と家族

の会」の協力を得て実施された親族アンケートの結果などにに基づき、本人の意思を尊重する仕組みや代行決定に係るプロセスとその可視化が必要との議論がなされました。

さらに、「支援者の役割と責任」については、代行決定しなければならない状況になったときの代行決定者の範囲や優先順位、裁判所の役割をどう考えるかを議論したうえ、リーガルサポートの提言は、従来の医療慣行を重視しており、全体として柔軟に構成されているので、医療側でも使いやすいただろうと総括されました。

休憩を挟み、指定発言者として、医療ジャーナリスト 尾崎雄 氏が自己決定と家族のあり方について、また、社会福祉士 金川洋 氏が自己決定、事前指示、代理権者の法定化などについて、それぞれの介護体験等を踏まえて発言された後、会場参加者の意見を募ったところ、「代行決定に関与する後見人の責任」などについて、活発な意見が交わされ、パネルディスカッションを終了しました。

最後に、リーガルサポート 多田宏治副理事長が自身の入院体験も交えながら、閉会の挨拶を述べ、本シンポジウムは有意義なうちに閉じられました。

以上